



掲載 ページ	事業 番号	事務事業名	変更 区分	変更した理由や内容
75	4-2-8	7 学校林の管理	変更	令和3年度末をもって学校林の解除を行います。
76	4-2-9	10 遠距離通学者への支援	変更	遠距離児童生徒や保護者の負担軽減を図るため、白糠町営バスの無償利用を実施します。
82	4-3-10	2 白糠町公民館図書室コンピュータシステムの整備	変更	効率的な図書の検索および貸出が行える環境を構築し、読書活動を支援するため、公民館図書室と学校図書館をオンラインで連携します。
83	4-4-2	1 アイヌ文化の保存・伝承活動の推進	変更	アイヌ文化の保存・伝承と普及啓発を図るため、旧チセの活用により、往時のコタンをイメージした伝統的な住居・生活空間を再現し、多様なプログラム実践の場として整備します。
91	5-1-1	7 鳥獣被害防止対策の推進	追加	エゾシカ等による農家被害の軽減を図るため、防鹿柵の整備に対し国の補助事業と合わせた支援を実施します。
95	5-2-1	3 林業施設改修事業	追加	林業・林産業の中核および工業用帯鋸の目立て工場として、その振興に大きな役割を果たす白糠林業技術研修センターについて、建設から41年が経過し、施設の老朽化が著しいことから、改修費用に対する支援を実施します。
95	5-2-2	2 民有林の整備	変更	北海道実施事業の「未来につなぐ森づくり推進事業」について、「豊かな森づくり推進事業」へ名称を変更し、引き続き実施します。
98	5-3-2	3 水産資源の保護増殖	変更	前浜資源の増産を図るため、白糠漁業協同組合が実施するほたて貝の増養殖事業に対し支援を実施します。
110	6-2-2	1 地域集会所の維持管理	変更	施設利用者の利便性、サービス向上を図るため、刺牛集会所の維持管理を直営から指定管理へ変更し、町内会において地域集会所を管理します。
112	6-4-1	2 過疎地域持続的発展市町村計画の進行管理	変更	過疎地域自立促進特別措置法が有効期限を迎え失効となり、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことから、新過疎法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、適正な進行管理を行います。